平成三十七年三月三十一日	
振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する事務のうち、国土交通省の所掌に係る公共事業及びこれに関連する公共事業間の調整に関すること。	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する事務のうち、国土交通省の所掌に係る公共事業及びこれに関連する公共事業間の調整に関すること。

附則第四条第一項の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十七年三月三十一日	
振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。）	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。）

附則第十六条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十七条第一項中「一人」を「九人」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十七年三月三十一日	
振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

附則第六条の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十七年三月三十一日	
振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務

附則第七条の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十七年三月三十一日	
振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査
振興山村の振興に関する事務	半島振興対策実施地域の振興に関する事務

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第四十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の四第六項及び第七項並びに租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の四第二項第四号及び第七号の規定に基づき、租税特別措置法施行令第四十条の四の四第六項及び第七項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の四第二項第四号及び第七号の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める費用、医療機関及び施設を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

租税特別措置法施行令第四十条の四の四第六項及び第七項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の四第二項第四号及び第七号の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める費用、医療機関及び施設

1　租税特別措置法施行令（以下「政令」という。）第四十条の四の四第六項第一号の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める費用は、婚礼（結婚披露を含む。）のための施設の提供、衣服の貸与、贈答品の販売その他の便益の提供及びこれらに付随する物品の給付（以下この項において「婚礼事業」という。）の対価として支払われる金銭であって、婚礼事業を行う事業者に支払われるものとする。

2　政令第四十条の四の四第六項第二号の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める費用は、次に掲げる金銭とする。

一　家賃、敷金及び共益費その他政令第四十条の四の四第六項第二号に規定する賃貸借契約（当該賃貸借契約が二以上ある場合には、これらの賃貸借契約のうち主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋の賃貸借契約（当該家屋の賃貸借契約の締結の日の属する最初の月が別の賃貸借契約の効力の存する月である場合には、当該月についてはいずれの賃貸借契約も含む。）をいう。以下この号において「賃貸借契約」という。）に基づき支払われる金銭であって、当該賃貸借契約の締結の日以後三年を経過する日までに支払われるもの

二　礼金、仲介手数料及び契約更新料その他借賃以外に授受される金銭であって、賃貸人又は宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。）に支払われるもの

3　政令第四十条の四の四第六項第三号の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める費用は、転居のための生活の用に供する家具その他の資産の運送に要する費用であって、運送業を営む者に支払われるものとする。

4　政令第四十条の四の四第七項第一号の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める費用は、次に掲げるものとする。

一　人工授精その他不妊治療に要する費用であって、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）に支払われるもの

二　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第一項の規定による妊婦に対する健康診査に要する費用であって、病院、診療所又は助産所（医療法第二条第一項に規定する助産所をいう。以下同じ。）に支払われるもの

5　政令第四十条の四の四第七項第二号の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める費用は、次に掲げるものとする。

一　分べん費、入院費、検査・薬剤料及び処置・手当料その他出産のための入院から退院までの間に要する費用であって、病院、診療所、助産所又は地方公共団体に支払われるもの

二　母子の心身の健康保持又は子育て支援のための宿泊施設の提供、相談、指導及び助言その他の便益の提供（以下この号において「産後ケア」という。）の対価として支払われる金銭であって、産後ケアを行う病院、診療所、助産所又は地方公共団体（当該地方公共団体から委託を受けて産後ケアを行う者を含む。）に支払われるもの（六泊分又は七回分に相当する金額を限度とする。）

6　政令第四十条の四の四第七項第三号の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める費用は、治療、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定による予防接種、母子保健法第十二条第一項及び第十三条第一項の規定による乳幼児に対する健康診査又は医薬品（処方箋に基づき調剤されたものに限る。）の対価として支払われる金銭であって、病院、診療所、助産所又は薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十二項に規定する薬局をいう。）に支払われるものとする。